

成年後見制度・くらしなんでも相談会

認知症、知的障害や精神障害のある方が、地域で安心して生活していくために役立つ成年後見制度についてわかりやすく説明します。また、今後の生活等に対する様々な困り事や心配事について、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による無料相談会を行います。

○開催日時・場所

時間は全て13:30~16:30（開場13:00）

開催日	開催地	会場	時間
①令和元年10月8日（火）	和歌山市	和歌山県庁 北別館 5階 会議室5-A （和歌山市小松原通1-1）	13:30 ~16:30
②令和元年10月28日（月）	岩出市	那賀振興局 2階 中会議室 （岩出市高塚209）	
③令和元年11月25日（月）	御坊市	日高振興局 別館 2階 大会議室A （御坊市湯川町財部651）	
④令和元年11月26日（火）	橋本市	伊都振興局 2階 中会議室 （橋本市市脇4-5-8）	
⑤令和元年12月2日（月）	湯浅町	有田振興局 3階 第4会議室 （有田郡湯浅町2355-1）	
⑥令和2年1月21日（火）	新宮市	東牟婁振興局 3階 大会議室 （新宮市緑ヶ丘2-4-8）	
⑦令和2年1月24日（金）	田辺市	西牟婁振興局 4階 大会議室 （田辺市朝日ヶ丘23-1）	

○内容

第1部：説明会「成年後見制度について」（13:30~14:20）

成年後見制度について、裁判官や裁判所書記官が詳しく説明します。

第2部：成年後見制度・くらしなんでも相談会（14:30~16:30）※要予約

法律・福祉の専門職が生活の様々な困り事や心配事の相談に応じます。

※第1部、第2部ともに手話通訳・要約筆記あります。

○相談例 ※相談時間は、1人30分程度です。

- ・障害のある子がおり、親亡き後が心配
- ・身寄りがなく、一人暮らしをしているが、今後のことが不安
- ・今は元気だが、将来認知症になった時が心配 等

○参加方法 ※参加費無料

- ・第1部（説明会）は、申込不要です。
- ・第2部（相談会）は、事前申込（先着順・各回定員8名）が必要です。

参加を希望される方は、裏面申込書に必要事項を記入の上、郵便又はFAXで開催日の3日前までにお申し込みください。

○申込先・問い合わせ先

(申込先・問い合わせ先)

和歌山県庁福祉保健総務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1

電話：073-441-2476 FAX：073-425-6560

(相談会に関する問い合わせ先)

和歌山弁護士会 073-422-4580

和歌山県司法書士会 073-422-0568

和歌山県社会福祉士会 073-499-4529



○主催

和歌山弁護士会、和歌山県司法書士会、一般社団法人和歌山県社会福祉士会、
和歌山県社会福祉協議会、和歌山県

①和歌山市会場

県庁北別館（和歌山市小松原通一丁目1）



②岩出市会場

那賀振興局（岩出市高塚209）



③御坊市会場

日高振興局（御坊市湯川町財部651）



④橋本市会場

伊都振興局（橋本市市脇4-5-8）



⑤湯浅町会場

有田振興局（湯浅町2355-1）



⑥新宮市会場

東牟婁振興局（新宮市緑ヶ丘2-4-8）



⑦田辺市会場

西牟婁振興局（田辺市朝日ヶ丘23-1）



和歌山県庁福祉保健総務課 行

(FAX 073-425-6560)

成年後見制度・くらしなんでも相談会

第2部参加申込書

ふりがな 氏 名	連絡先 (電話番号)	希望する会場 ※〇を記入してください。	相談区分 ※〇を記入してください。	手話通訳・要約筆記の希望 ※〇を記入してください。
		①和歌山市 ②岩出市 ③御坊市 ④橋本市 ⑤湯浅町 ⑥新宮市 ⑦田辺市	高齢・障害・その他	手話通訳 ・ 要約筆記
		①和歌山市 ②岩出市 ③御坊市 ④橋本市 ⑤湯浅町 ⑥新宮市 ⑦田辺市	高齢・障害・その他	手話通訳 ・ 要約筆記
		①和歌山市 ②岩出市 ③御坊市 ④橋本市 ⑤湯浅町 ⑥新宮市 ⑦田辺市	高齢・障害・その他	手話通訳 ・ 要約筆記